平成13年度弁理士試験論文式筆記試験問題

[条 約]

問題 パリ条約上の特許出願の分割について説明し、併せてわが国特許法との関係について述べよ。

【50点】

- 問題 (1)特許協力条約に基づく国際出願に関し、国際調査機関がとる手続上 の判断及びその判断に基づく国際調査機関の手続を説明せよ。
 - (2)請求の範囲に発明A~Dが以下の順に記載されており、明細書及び図面に、それらの発明について明確とはいえない説明及び発明の課題として他社の製品の問題点を挙げその解決に係るものであるとの説明がなされている場合について、上記(1)の国際調査機関がとる判断及び手続を説明せよ。

発明 A = 電子メール伝送方法

発明B=電子メール伝送方法を実行する機能部品に特徴を有する携帯電話

発明 C = 電子メールを保存したフレキシブルディスク

発明 D = 電子メール表示装置

なお、単なる条項の引用(例えば、第25条とか第25規則と記載したのみ)では、説明したことにはならない。

【50点】

【条約:論点】

問題

優先権の利益の点も含め特許出願の分割についての理解を問う。

- (1)パリ条約に分割の規定が設けられた経緯と趣旨
- (2)審査の結果による分割・自己の発意による分割
- (3)パリ条約との関係におけるわが国特許法の分割に関する規定の内容

問題

国際調査機関における手続についての理解と事例への適応力を問う。

国際調査機関がとる手続上の判断事項(国際調査を要する範囲、発明の単一性、使用してはならない表現、要約書、誤記、等)とその判断に基づく国際調査機関の手続。事例についての ~ の判断。